

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答
	資料名	頁 項目		
1	実施方針	1 第11(4) 事業の目的	市が実施されている「大人のスポーツトライアル事業」とはどのような事業を展開されることを希望されているのかご教示下さい。	「大人のスポーツトライアル事業」は、市が現在実施しております。事業の詳細は、下記リンク先の市ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/sports/enjoysports.html">https://www.city.minoh.lg.jp/sports/enjoysports.html</a>
2	実施方針	1 第11(5)① 事業の範囲	「賑わい施設は、自動車交通量が多い国道171号線に面した第二総合運動場の立地条件を活かした、店舗やカフェなど、屋内プール、屋外プールの賑わいや回遊性の創出、利用者数増加などの相乗効果が見込めるなど、・・・」のところですが、「・・・回遊性の創出、利用者増加等の相乗効果が見込め」れば、賑わい施設を敷地内のどこに配置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	1 第11(5)① 事業の範囲	貴市が賑わい施設をSPCに貸し付けるにあたり、賃料又はその計算方法をご教示いただけますでしょうか。	賑わい施設の施設整備費とその施設整備におけるSPC借入金に係る利息の総額が、市へ支払う賃料（15年間分）の最低額となる予定です。 詳細は入札公告時にお示しします。
4	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	事業の範囲について、「修繕・更新業務」にあたる記載がありませんが、長期修繕計画を含め、修繕・更新業務については、どのような取り扱いになるかご教示ください。 また選定事業者が収入財源から同業務を行う場合、新施設と既存施設で不具合リスクに差が生じます。修繕費用の取り扱いについて、両施設で差異がありましたらご教示ください。	既存施設と新施設のそれぞれの施設の修繕業務の詳細については、入札公告時にお示しします。
5	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	既存の市民プール、テニスコート、駐車場の解体工事開始までの運営期間についてお示しください。	既存の市民プール、テニスコート、駐車場・駐輪場の運営・維持管理期間について、指定管理期間は、令和3年4月1日から建設業務開始までとなりますが、現指定管理者との引継ぎ業務があるため、運営・維持管理業務期間は、事業契約締結日から解体撤去工事開始までとなります。
6	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	プール整備期間中（設計、解体、建設期間）の既存施設の運営・維持管理については、サービス対価が支払われるとの理解でよろしいでしょうか？	プール整備期間中の、既存施設の運営・維持管理のサービス対価についての詳細は、入札公告時にお示しします。
7	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	既存の市民プール、テニスコート、駐車場の解体工事期間中および新規施設の建設工事期間中は、既存の体育館、多目的グラウンドの運営・維持管理業務のみ行う認識でよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	既存施設の修繕業務について、プール一体運営後、修繕費用の考え方について、ご教授ください。	No.4の回答をご確認してください。
9	実施方針	3 第11(5)① 事業の範囲	「※3SPCは自らの責において、一般利用者のニーズに応じたテナントを賑わい施設へ誘致し、転貸する。」とありますが、事業期間を通して当該リスクをパススルーすることは昨今の情勢から非常に難しいため金融機関からのプロジェクトファイナンスの組成が困難になることが予想されます。そのため賑わい施設については、例えば必須営業期間を短期間にするなど、リスクが少なく金融機関からの融資が受けやすい形態にしていただけないでしょうか。	賑わい施設の運営・維持管理期間は、施設の引渡から令和21年3月を予定しています。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
10	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	施設整備業務に係る費用はサービス対価との理解で宜しいでしょうか。 その場合、既存施設の備品関係（スポーツ備品も含む）は含まれないのでしょうか。更新すべきものがないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 備品について、事業者が更新を必要とする場合は、予定価格の範囲内でご提案して下さい。
11	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	確認ですが、既存施設の大規模修繕や設備機器の交換業務は当該事業には含まないとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
12	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	廃棄物処理業務について、産業廃棄物等の処理については法令等により施設所有者が行うものと思料します。本事業の対象施設内での廃棄物収集に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が実施する廃棄物処理業務の対象は、本事業で発生する全ての廃棄物とする予定です。
13	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	維持管理業務には新設施設、既存施設ともに修繕業務は含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に新設施設、既存施設の修繕業務は含まれます。 既存施設と新設施設のそれぞれの施設の修繕業務の詳細については、入札公告時にお示しします。
14	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	計画地（敷地）の造成、道路の付け替え等は、市が関係部署を調整の上、実施（工事）し、開発許可申請が必要な場合は、市が申請者になって許可を得ていただき、事業者としては、建築確認申請に関連する手続きを実施するものと理解しておりますが、その考えでよろしいでしょうか。	市道を付け替える場合、関係機関と協議し、事務手続きを行ったうえで、事業者の責任と負担により、市道の付け替えを行ってください。 なお、関係機関との協議について、市も協力いたします。
15	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	賑わい施設は、本事業の施設の入館利用者以外に、（施設に入館しない）一般来客の利用も可能として、よろしいでしょうか。	問題ありません。
16	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	解体撤去対象施設の各種図面およびアスベスト使用状況等の詳細は、今後公表いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	解体撤去対象施設の各種図面を、入札公告時にお示しします。
17	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	解体撤去工事の着手までに、内部の備品等はすべて別途処分されているものとの認識でよろしいでしょうか。	No10、No12の回答をご確認してください。
18	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	敷地内には保存や移設が必要な樹木およびモニュメント等はないものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	3	第11(5)① 事業の範囲	第二総合運動場の各施設を利用して行う自主事業として、基本となるプログラムがあればお教えください。	利用増進・利用者利便性向上に資する事業の提案を期待します。 実施が必須の自主事業の予定はありません。
20	実施方針	4	第11(5)① 事業の範囲	「SPC管理運営業務も業務範囲とする。」とありますが、当該業務による収入はなく本来施設収入により賄う費用ではないため、当該業務については市からのサービス対価が支払われると考えて良いでしょうか。	SPCの収入は「第11(7) SPCの収入」に示すとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
21	実施方針	4	第11(6)事業方式	「SPCを指定管理者として指定する。」とありますが、SPCを構成する企業については、再委託企業という認識でよろしいでしょうか。	SPCを構成する企業については「第26(1)入札参加者の構成等」に示す通りです。
22	実施方針	4	第11(7)①施設整備に係る対価	施設整備期間中に発生する、SPCの設立業務やSPCの経営管理業務、外部委託（弁護士、税理士、会計士、保険会社等）に係る費用は、施設整備に係る対価に含まれる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	4	第11(7)①施設整備に係る対価	「なお、本事業が国庫補助等の対象となる場合は、SPCが得る対価のうち、国庫補助金・起債の対象となる分については、建設時期に支払い、残る対価については、割賦により支払う予定である。」とありますが、具体的な金額（もしくは算定方法）は入札公告時にお示しただけけるのでしょうか。	国庫補助等の取扱については、入札公告時にお示しします。
24	実施方針	4	第11(7)①施設整備に係る対価	施設整備業務のうち建設業務には「既存の市民プール、テニスコート、及び駐車場の解体撤去工事」も含まれておりますが、施設整備の対価は、新設施設の引渡及び所有権移転時に割賦債権が全額確定するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	4	第11(7)①施設整備に係る対価	施設整備の対価の支払いについては、国庫補助金・起債の対象となる分は、建設時期に支払い予定となっております。国庫補助金・起債の対象となる市の想定する金額について、またどのタイミングでの支払いになるのか、二点をご教示下さい。	国庫補助等の取扱については、入札公告時にお示しします。
26	実施方針	4	第11(7)②施設運営・維持管理業務に係る対価	「SPCが利用者から徴収する利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことを期待」とありますが、利用料金+賃料<運営・維持管理に係る費用となる場合は、差分を施設運営・維持管理業務に係る対価として設定（ジョイントベンチャー型）して宜しいのでしょうか。それとも独立採算型として、施設運営・維持管理業務に係る対価は設定できないのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
27	実施方針	4	第11(7)②施設運営・維持管理業務に係る対価	「黒字相当額の一部を市へ納付することを期待」とありますが、黒字とはSPCの利益でしょうか、それとも運営企業の利益を指しているのでしょうか。また、利用料収入は変動しますので黒字が出ない場合は納付しなくても良いという理解で宜しいのでしょうか。計算方法及び提案方法等、具体的な内容をご教示願います。	入札公告時にお示しします。
28	実施方針	4	第11(7)②施設運営・維持管理業務に係る対価	運営・維持管理期間中に発生する、SPCの経営管理業務や外部委託（税理士、会計士、保険会社等）に係る費用は、施設運営・維持管理業務に係る対価としてお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。事業手法（BTO）に伴うSPC関連業務はSPCを安定的に管理・運営するのに必要な業務であり、運営リスクを負うべきではないと考えますので上記費用はお支払い頂きたく存じます。	入札公告時にお示しします。
29	実施方針	4	第11(7)②施設運営・維持管理業務に係る対価	賑わい施設の賃料はSPCの収入になり、市への支払いは不要との理解でよろしいでしょうか？	No.3の回答をご確認してください。
30	実施方針	4	第11(7)②施設運営・維持管理業務に係る対価	施設の運営・維持管理業務に係る対価は、利用者から徴収する利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことを期待し、黒字相当額の一部を市へ納付することを期待しているとありますが、赤字になった場合については、サービス対価の支払いは検討頂けるのでしょうか？	入札公告時にお示しします。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
31	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	賑わい施設の賃料はSPCの収入になるとのことですが、賃料の設定はSPCで任意で可能という理解でよろしいでしょうか？	SPCがテナント等へ賃貸する際の賃料についてはSPCの任意となります。SPCから市への賃料は、No.3の回答をご確認してください。
32	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	施設の利用料金について、貴市が想定されている値は、現行の利用料に近い数値か、或いは、近隣類似施設の事例を参考にされておられるのか、ご教示ください。 また、利用料金について、事業期間内に改定することは可能でしょうか。(物価上昇やサービス向上策の一環として)	利用料金の設定の考え方は、入札公告時にお示しします。 利用料金を事業期間内に改定することは可能ですが、「第11(8)利用料金に関する事項」に示すとおり、市の承認が必要となります。
33	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	「施設運営・維持管理業務に係る対価」について明記されておりませんが、市からサービス対価が支払われ、それ以外に各施設の利用料金、及び賑わい施設の賃料の収入があるという理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
34	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	直近の既存施設(第二総合運動場のみ)の収支をご教示願います。できましたら、体育館、テニスコート、多目的グラウンド、自主事業の収入、また修繕を含めた維持管理費用もご教示ください。	入札公告時にお示しする予定です。
35	実施方針	4	第11(7)② 施設 運営・維持管理業務 にかかる対価	「・・・その黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している。」のところですが、黒字納付の考えで話をすると、次には赤字補てんの話が必ず出てきてしまうと思います。 例えば、黒字が出た際は、イベント等を開催し、利用者に還元する考えでも大丈夫でしょうか。	入札公告時にお示しする予定です。
36	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	「また、施設の運営・維持管理業務に係る対価については、SPCが利用者から徴収する利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことを期待し、その黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している。」とありますが、黒字相当額の一部を市へ納付する提案に対してはどのように評価されるのでしょうか。	提案内容の評価方法は、入札公告時にお示しします。
37	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	施設運営・維持管理業務費について、事業者側で事業収支を作成し仮に赤字となる場合はサービス対価で補填していただくとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
38	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	既存施設におけるSPCの収入は、市からの指定管理料と施設利用料を合わせたものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
39	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	「SPCが利用者から徴収する利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことを期待し、その黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している」とありますが、運営・維持管理業務のサービス対価はないとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者の経営努力にもかかわらず赤字となった場合にはサービス対価による支払いを検討いただきますようお願いいたします。	入札公告時にお示しします。
40	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	施設の運営維持管理業務に係る対価について、SPCは各施設の利用料金とともに賑わい施設の賃料により賄う旨の記載がありますので、賑わい施設の賃料を貴市へ支払う必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。



■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
41	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	自主事業の収入はSPCの独自収入とされていますが、提案事業についても、利用者から料金を収受することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	賑わい施設の賃料はSPCの収入とされていますが、この賃料(転貸料)の設定は、任意という理解でよろしいでしょうか。	No.31の回答をご確認してください。
43	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	黒字相当額の一部を市へ納付することを期待しているとされていますが、SPCが市へ納付する額は、事業契約等で固定されますでしょうか。それとも、実際の売り上げに応じて変動させるという提案は可能でしょうか。	入札公告時にお示しします。
44	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	黒字相当額の一部を市へ納付することを期待されていますが、仮に黒字相当額を市に納付する場合でも、運営・維持管理期間のSPC経費相当額は市から支払われるようにしていただけないでしょうか。SPC経費相当分を不確定な利用料金で賄うことになると、SPC経営が不安定となり、金融機関からの融資がつかない可能性があります。	入札公告時にお示しします。
45	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	提案事業の収入について記載がありませんが、提案事業も独自財源により実施し、事業者の独自収入となりますか。	提案事業の活用を見込んで整備した新設施設の運営・維持管理業務は指定管理業務に位置付けられます。なお、その提案事業の活用を見込んで、整備した新設施設を活用して自主事業を実施することも提案も可能ですが、その自主事業については、SPCの独自財源・独自収入で実施していただきます。
46	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	「黒字相当額の一部を市へ納付することを期待」となっております。提案の有無は、評価の対象となるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
47	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	現段階では既存施設は、現在指定管理料が支払われております。本事業ではSPCが利用者から徴収する利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことを期待されておりますが、既存施設が利用料金にて成り立つと想定される市の算出する根拠をご教示下さい。	市の算出根拠をお示しする予定はありません。
48	実施方針	4	第11(7)② 施設運営・維持管理 業務に係る対価	「黒字相当額の一部を市へ納付することを期待している」とありますが、納付額の目安やその大小による評価の優劣については、今後要求水準書等で公表されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
49	実施方針	4	第11(8) 利用料金に関する事項	利用料金について、既存体育館や新設テニスコートも事業者提案との認識で宜しいでしょうか。	既存施設の利用料金の設定について、事業者の提案とする予定です。 なお、利用料金の設定については、「第11(8)利用料金に関する事項」に示すとおり、市の承認が必要となります。
50	実施方針	4	第11(8) 利用料金に関する事項	「施設の利用料金については、市の承認を得て、SPCにおいて定めることができる」とされておりますが、運営・維持管理業務対価は、利用料金及び賑わい施設の賃料により賄うことが期待されておりますので、利用動向や社会経済情勢の変化などにより柔軟に変更ができるようお願いいたします。	利用料金を事業期間内に改定することは可能ですが、「第11(8)利用料金に関する事項」に示すとおり、市の承認が必要となります。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答
	資料名	頁 項目		
51	実施方針	4 第11(8) 利用料金に関する事項	利用料金は、市の承認を得て、SPCにおいて定めることが出来るとなっておりますが、管理期間中においても利用料金の改定協議は可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	実施方針	4 第11(10) 事業実施スケジュール(予定)	既存施設の運営・維持管理業務の期間が事業契約締結日～令和21年3月となっておりますが、現指定管理者からの業務の引継ぎ期間は設けられないのでしょうか。	詳細は入札公告時にお示ししますが、現指定管理者からの業務の引継ぎが適切・円滑に行われるよう、市も引継ぎに協力いたします。
53	実施方針	4 第11(10) 事業実施スケジュール(予定)	新施設に係る開業準備期間は設けられないのでしょうか。	供用開始準備等の期間も含めて、施設整備の期間とします。なお、施設の供用開始日を早める提案も可とする予定です。
54	実施方針	4 第11(10) 事業実施スケジュール(予定)	新施設の供用開始がR6年4月とありますが、開業準備期間を1ヶ月見込んで5月としていただくことは可能でしょうか。	供用開始準備等の期間も含めて、施設整備の期間とします。なお、施設の供用開始日を早める提案も可とする予定ですが、供用開始日は令和6年4月1日までとする予定です。
55	実施方針	4 第11(10) 事業実施スケジュール(予定)	既存施設の運営・維持管理業務が事業契約締結日からとなっておりますが、事業契約締結日は議会での議決日であり、不確定なため、既存施設の運営・維持管理業務の開始日は確定した日付としていただけないのでしょうか。	既存施設の運営・維持管理業務の開始日は、令和3年4月1日からとなります。
56	実施方針	4 第11(10) 事業実施スケジュール(予定)	既存施設の運営・維持管理業務の開始日は、議会承認後本契約締結日からという理解でよろしいでしょうか。	No.55の回答をご確認ください。
57	実施方針	5 第11(11) 事業期間終了時の措置	賑わい施設におけるテナントとの契約は、事業期間終了時に終了するのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、賑わい施設におけるテナントとの賃貸借契約の有効期間中に、市とSPCで締結する特定事業契約が終了した場合、予めテナントに承認を得たうえで、賃貸借契約における転貸人としてのSPCの地位を市等に承継することも可とする予定です。
58	実施方針	5 第11(11) 事業期間終了時の措置	「なお、市は事業期間の終了後の第二総合運動場の運営・維持管理業務について、必要に応じSPCと協議する。」とありますが、どのような場合を想定されているのでしょうか。	協議が必要な事象が発生した場合を想定しています。
59	実施方針	7 第12 特定事業の選定基準等に関する事項	入札予定価格は今後、入札説明書にて公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	8 第21 民間事業者の募集及び選定方法	「総合評価一般入札方式により～」とありますが、現時点で貴市への指名願いが届け出済であることが必要でしょうか。また、必要である場合、現在からでも届け出は可能でしょうか。	詳細は入札公告時にお示ししますが、落札の候補者決定後に、その落札候補者は箕面市競争入札参加者資格の申請をしていただき、入札参加資格の登録を行っていただく予定です。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
61	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	参加資格確認結果通知から、提案書の提出までわずか1カ月間と短期のため、提案までの準備業務を前倒しで行う必要があります。参加表明書の受付を早めたり、構成企業の変更を認めていただけるような措置は可能でしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。なお、参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業及び構成企業の変更は原則として認めません。ただし、構成企業については、事業契約締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めることがあります。
62	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	参加表明書の受付が10月上旬とありますが、11月中旬頃に遅らせていただくことは可能でしょうか。コンソーシアムの組成やリスク分担確認で極力時間が必要です。	ご意見を踏まえて検討します。
63	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	「対話」によって要求水準が変更される可能性があります、「対話」から「提案書の受付」までの期間が短く、変更された要求水準を十分に検討する時間がありません。つきましては、「対話」の実施日を早めていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。
64	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	8月上旬の入札公告、要求水準書公表から12月上旬の提案書受付までの期間が非常に短く十分な検討期間が設けられません。要求水準書公表を7月中旬として頂けないでしょうか。	要求水準書は入札公告時にお示しします。
65	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	9月下旬の対話の実施から12月上旬の提案書受付までの期間内に対話の内容を反映した要求水準書の改定が行われた場合、期間が非常に短く十分な検討期間が設けられません。提案書の受付を1月上旬として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
66	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	予定価格は入札公告時に示されるのでしょうか。	ご理解の通りです。
67	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	対話の実施が設けられていますが、どのような内容を想定しているのでしょうか。事前に参加事業者から議題、質問を提出し、それを基に対話が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	実施方針にもとづき検討を行うにあたり、提案期間に時間的な余裕がないことから、現時点での「要求水準書（案）」の公表をお願いします。	要求水準書は入札公告時にお示しします。
69	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	スケジュールに「現地確認等」の予定がありませんが、公告時に既存施設内部確認を含めた現地確認・説明会等の詳細について公表されるものと考えてよろしいでしょうか。（開催時期は、公告後、入札説明書等に関する質問提出までの間にお願ひ致します）	入札公告後に既存施設見学会を開催する予定です。詳細は入札公告時にお示しします。
70	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	提案期間に時間的な余裕がないことから質疑応答については速やかな（1週間以内）対応をお願いします。	ご意見を踏まえて検討します。
71	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	対話の実施から提案書提出までの間に時間的な余裕がないことから、対話における意見交換の回答については速やかに（1週間以内）お願いします。	ご意見を踏まえて検討します。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
72	実施方針	8	第2 4 民間事業者の募集・ 選定スケジュール	面接審査について、手法・準備物・参加人数等の詳細は今後、入札説明書にて公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご提案いただいた事業者に対して、通知する予定です。
73	実施方針	9	第2 6 入札参加者の備える べき参加資格要件	入札参加の際に、「箕面市の入札参加資格登録」をすませておく必要はあるのでしょうか？	No.60の回答をご確認ください。
74	実施方針	9	第2 6 入札参加者の備える べき参加資格要件	S P Cを管理運営する業務のみ担当する企業については、箕面市の入札参加資格者名簿への登録は不要との理解でよろしいでしょうか。	SPC管理運営業務は「第2 1(5)事業概要」に示す業務ですので、SPCに対して出資を行い、かつ、当該業務をSPCから直接受託又は請け負う場合、当該企業は「構成企業」となります。また、SPCに対して出資を行わず、当該業務をSPCから直接受託又は請け負う場合、当該企業は「協力企業」となります。「構成企業」「協力企業」は入札参加グループに含まれますので、箕面市の入札参加資格者名簿への登録は必要となります。 入札参加資格の登録の時期については、No.60の回答をご確認ください。
75	実施方針	9	第2 6 (1) 入札参加者構成等	「構成企業」以外の企業がその他出資者としてSPCへ出資する場合、その他出資者は入札参加グループには含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	実施方針	9	第2 6 (1) 入札参加者構成等	SPC管理運営業務をSPCから直接受託する企業が出資を行う場合、当該企業は「構成企業」か「その他出資者」のどちらになりますでしょうか。どちらでも選択できますでしょうか。仮に「構成企業」となる場合、SPC管理運営業務を行う企業の資格要件は「(2)入札参加者の参加資格要件」のみという理解で宜しいでしょうか。	SPC管理運営業務は「第2 1(5)事業概要」に示す業務ですので、当該業務をSPCから直接受託又は請け負う場合、当該企業は「構成企業」となります。 SPC管理運営業務をSPCから受託又は請け負う企業の参加資格要件は「(2)入札参加者の参加資格要件」となります。
77	実施方針	9	第2 6 (1) 入札参加者構成等	SPCから直接業務を受託するが、出資はしない外部委託先（弁護士、税理士、会計士、保険会社等）は、協力企業には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	SPCに対して出資を行わず、かつ、SPCから「第2 1(5)事業概要」に示す業務を直接受託又は請け負う予定の企業は「協力企業」に該当します。
78	実施方針	9	第2 6 (1) 入札参加者構成等	SPCから施設整備業務・維持管理業務・施設運営業務等の各業務以外の業務（会計監査やアドバイザー業務など）を受託する者は、「構成企業」「協力企業」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	N0.76の回答をご確認してください。
79	実施方針	11	第2 6 (3) 入札参加者の業務遂 行能力に関する資格 要件	①設計企業、②工事監理企業には『過去1 5年、元請けとして2 5 m以上の屋内プールの新築工事の実績を有すること』、同様に④水泳施設運営企業、⑤にぎわい施設運営企業にも過去1 0年の実績要件を設定されておりますが、建設企業にも同様の実績を求めるべきではないでしょうか。P F Iはその事業手法の最大の目的が、単に施設を建設して引渡すだけでなく、長期間にわたる運営や維持管理が含まれていることを考えても、その応募グループに同種業務の実績のない建設企業が携わるのは事業主旨にも合致しないのではないのでしょうか。設計実績を求める理由と同様にプールの建設は特殊性があり難しい工事であり、建設後は長期に渡り市の財産となります。設計企業と同様の設計要件をご検討下さい。それが認められないとの場合には実績のある企業には加点を行う審査として頂けないでしょうか。	入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件は、原案のとおりとする予定です。 事業者に対する評価方法は、入札公告時にお示しします。



■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答
	資料名	頁 項目		
80	実施方針	11 第26(3)①② 設計企業、工事監理企業	設計企業と工事監理企業は、それぞれの資格要件を満足する場合、同一企業が担うことが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	実施方針	11 第26(3)② 工事監理企業	専任で配置する工事監理者は1名と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	実施方針	11 第26(3)② 工事監理企業イ)	「工事監理者を専任で配置できること。」とありますが、これは工事監理者を常駐させる事とは異なると考えて宜しいでしょうか。	常駐を基本とします。
83	実施方針	11 第26(3)①②④ 設計企業、工事監理企業、水泳・水遊場等運営管理企業	設計・工事監理・運営管理について、それぞれの業務をJVとすることは可能でしょうか。または、複数社で個別（設計であれば、土木・建築、運営であれば既存施設・新設施設等）に参加申請は可能でしょうか。	建設企業以外のJVでの参加を認めることは想定しておりません。 各業務について、入札参加グループを構成する企業のうち、1社は、各業務の業務遂行能力に関する資格要件の全ての要件を満たす必要がありますが、参加資格要件を満たしていない企業が、その一部をSPCから受託または請負うことは可能です。 ただし、その参加資格要件を満たしていない企業が、SPCから業務を受託する場合、その業務範囲は一部となり、市の承諾が必要となります。市が承諾するその業務範囲の一部とは、業務遂行能力に関する資格要件に関わらない部分を想定しています。また、その一部の委託も全てSPCの責任において行うものとし、かつ、業務遂行能力に関する資格要件を満たしている企業の責任者が、その一部の業務も含めた全体の業務の責任者となることを想定しております。 詳細は、入札公告時にお示しします。
84	実施方針	11 第26(3)③ 建設企業	建設JVの内、経営事項審査の総合評定値1200点を満たしていない企業が、建設業務において要求水準を確保するための主たる立場となる代表構成員を担っても問題ない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	実施方針	11 第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理企業	賑わい施設運営管理企業の入札参加資格要件は、「過去10年以内に、本事業と同種類似施設において、テナントを誘致し、転貸等により運営・維持管理した実績を有していること。」とございますが、実施方針P.3(5)事業の概要※3にてお示しいただいた内容を鑑みると、本事業では、SPCからテナントへの転貸するスキームをご想定しているものとお見受けします。一方で、上記の入札参加資格要件はSPCより業務を受託する構成・協力企業を介してテナントへ転貸することを意図した要件であり、SPCからテナントへ転貸する場合には実態にそぐわないと思料いたします。また、過去10年以内に本事業と同種類似施設にてテナントへ転貸した実績を有している法人となると対象が限定され、入札参加に際して高いハードルになることが予想されます。従いまして、当該入札参加資格要件は削除、又は、賑わい施設を運営管理するテナント自身が入札参加者となることが可能な要件へ変更をお願い致します。	市がSPCに対して賑わい施設の専有部分を貸し付けた後、「SPCが、その専有部分を直接テナントへ転貸する」「SPCが、その専有部分をSPCより業務を受託する構成・協力企業を介してテナントへ転貸する」いずれの場合の提案も可とする予定です。 上記、いずれの場合においても、賑わい施設へテナントを誘致する実績は必要であるため、賑わい施設運営管理企業の入札参加資格要件は、原案のとおりとする予定です。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
86	実施方針	9 11	第26(1) 入札参加者構成等才 第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	9P6(1)オ「賑わい施設の運営・維持管理業務を行う企業」を入札参加グループに必ず含むものとするとの記載があり、11P(3)⑤にその賑わい施設運営管理企業の参加資格要件として「過去10年以内に、本事業と同種類似施設において、テナントを誘致し、転貸等により運営・維持管理した実績を有していること。」との記載がございますが、この意味は賑わい施設運営管理企業はカフェ等の営業を営む企業ではなく転貸を行う企業ということでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.85の回答をご確認してください。
87	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	「過去10年以内に、本事業と同種類似施設において、・・・」のところですが、過去10年以内に、本事業と同種類似施設において、運営企業の直営、フランチャイズにより、運営維持管理した実績を有していることを、資格要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか？	No.85の回答をご確認して下さい。
88	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	賑わい施設の運営・維持管理業務を行う企業が自らテナント企業として運営することは、認められないということでしょうか？	賑わい施設の運営・維持管理業務について、SPCは市から貸し付けられた専有部分にテナントを誘致し、転貸することを想定しています。そのため、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業が自らテナント企業として賑わい施設を運営・維持管理することは想定していません。
89	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	過去10年についての実績について、今回の新施設運営者が直営で実施することも想定していますが、条件を追加していただくことは可能でしょうか。 賑わい企業がSPC協力企業として参加する場合も考慮できますでしょうか。（テナント誘致や転貸等の実績は不問）	No.85、No.88の回答をご確認してください。
90	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	賑わい施設運営管理企業の資格要件に「テナントを誘致し、転貸等により運営・維持管理した実績」とありますが、賑わい施設運営管理企業が転貸等をせず、自らがテナントとして運営・維持管理した実績は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	賑わい施設運営管理企業の資格要件に「テナントを誘致し、転貸等により運営・維持管理した実績」とありますが、賑わい施設に係る施設運営業務とは、テナントを誘致し、転貸することであり、自らが施設運営を行うことではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	賑わい施設運営管理企業の資格要件に「テナントを誘致し、転貸等により運営・維持管理した実績」とありますが、賑わい施設運営管理企業自らが賑わい施設の運営を行うことも認めていただけないでしょうか。また、その場合、資格要件に、自ら運営した実績も加えていただけないでしょうか。	No.85、No.88、No.90、No.91の回答をご確認してください。
93	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	「本事業と同種類似施設」とありますが、「本事業」はP1の第1に「第二総合運動場および第二総合運動場に隣接する市所有地（池、農地等）において公共施設を整備し運営する事業」と定義され、「同種類似施設」とは何を指すのでしょうか。	実施方針第11(5)①事業の範囲の※3のとおり、「賑わい施設は、自動車交通量が多い国道171号線に面した第二総合運動場の立地条件を活かした、店舗やカフェなど、屋内プール、屋外プールの賑わいや回遊性の創出、利用者数増加などの相乗効果が見込めるなど、地域の活性化に資するための施設」が同種類似施設の定義となります。
94	実施方針	11	第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	「本事業と同種類似施設においてテナントを誘致し、転貸等」とありますが、「店舗やカフェ等の施設においてテナントを誘致し、転貸等」に変更願います。「本事業と同種類似施設」とされるとPFI事業等公共施設整備運営受託経験者のみに限られ参画できる事業者が限られ民間事業者の受託機会が減少します。	当該事項で示す「本事業と同種類似施設」の定義はNo.93の回答のとおりであり、PFI事業等における同種類似施設に限定したものではありません。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答
	資料名	頁 項目		
95	実施方針	11 第26(3)⑤ 賑わい施設運営管理 企業	本事業と同種類別の賑わい施設を自ら運営・維持管理した場合も実績に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	No.85、No.88、No90、No91の回答をご確認してください。
96	実施方針	12 第27(1) 審査に関する基本的 な考え方	仮に1者入札の場合でも、審査は実施され落札候補者の選定がされるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、審査の結果、落札候補者を選定しない場合もあります。
97	実施方針	12 第27(2) 審査の内容	書面審査と面接審査の「各種評価基準と配点」についても、入札説明書合わせて公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	実施方針	12 第27(4) 民間事業者を選定し ない場合	入札参加グループが1グループの場合で、且つ、その内容が評価基準に沿う場合には、事業者の選定はなされるのでしょうか。	ご理解の通りです。No.96の回答をご確認してください。
99	実施方針	12 第27(4) 民間事業者を選定し ない場合	1グループの入札となった場合においても、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No.96の回答をご確認してください。
100	実施方針	12 第28 SPCについて	「SPCは、市内に設立し、事業期間中は移転しないものとする。」とありますが、運営開始後にSPCを施設内に移転することはできないということでしょうか。	市内であれば、運営開始後に移転することは可とする予定です。
101	実施方針	12 第28 SPCについて	「※SPCについては、整備や運営管理など取組業務の性質が変更するタイミング等によって、その資本割合の変更を可とし、それに伴って代表企業の変更も可とする。ただし、変更する場合は必ず市の承諾を得ること。」とありますが、資本割合の変更に伴う譲渡等に制限はありますか。	「第28SPCについて」に示す条件とする予定です。 詳細は入札公告時にお示しします。
102	実施方針	12 第28 SPCについて	SPCは事業期間中は移転しないものとする、とありますが、市内であれば移転可能としていただけないでしょうか。	No.100をご確認ください。
103	実施方針	12 第28 SPCについて	SPCの本店を、登記を含め、第二総合運動場に置くことは可能でしょうか。	SPC事務所を事業用地内（公共用地）に登録することは、不可です。
104	実施方針	12 第28 SPCについて	当初、箕面市内にSPCを設立し、施設完成後に、当該施設に移転することは可能でしょうか。	No.103をご確認ください。
105	実施方針	12 第210 提出書類の取り扱い	市が提案書類の全部又は一部を公表する際には、事前に事業者の承諾を得るものと考えて宜しいでしょうか。	箕面市情報公開条例に基づき、公開いたします。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
106	実施方針	13	第2 10 (1) 著作権	提案書類の全部又は一部が公表される際には、事前に事業者の合意を得ていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No.105の回答をご確認して下さい。
107	実施方針	14	第3 1 (3) 保険の付保	本事業はBTO方式であり、貴市にて本施設の火災保険（共済等）に加入されると想定しておりますので、事業者での火災保険の手配は不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者が付保する保険内容は、入札公告時にお示しします。
108	実施方針	14	第3 1 (3) 保険の付保	「市が付保を義務づける保険～」とありますが、施設賠償、火災、傷害等、現時点で貴市が想定されている保険の種類がございましたらご教示ください。	No.107の回答をご確認してください。
109	実施方針	15	第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	敷地測量図（平面及び縦横断面図）・地質調査資料等は、入札説明書と合わせて公表いただけるものと考えてよろしいでしょうか。（また基礎的検討を行うため、敷地測量図等については本質問の回答時に先行開示をお願い致します。）	市で所有している既存資料については、入札公告時にお示しします。
110	実施方針	15	第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	今回整備エリアに位置するテニスコートおよび駐車場等の既存施設および撤去解体対象の既存施設は、事業着手（事業契約締結日）までに利用停止され、順次準備工事等が開始できるものと考えてよろしいでしょうか。	既存市民プール、既存テニスコート、既存駐車場・駐輪場の運営維持管理業務を令和3年4月1日から建設業務開始まで行っていただいたうえで、利用者に支障がないよう、建設業務に着手してください。
111	実施方針	15	第 4 2 既存施設の現状	運営費用概算時の資料として、既存施設(いわゆる第二総合運動場のみ)の現状の収入と支出、特に人件費の実績の数値が必要です。詳しくご教示ください。	No.34の回答をご確認ください。
112	実施方針	15	第 4 2 既存施設の現状	多目的グラウンドに新設のテニスコートや駐車場を計画することも許容されるのでしょうか。多目的グラウンドの必要面積にルールがありましたらご教授ください。	既存施設は現状保持を前提としています。
113	実施方針	15	第 4 2 既存施設の現状	既存の施設であるテニスコート、体育館、多目的グラウンドの、運営収支（運営収入、維持管理費用）の内訳をお示し下さい。	No.34の回答をご確認ください。
114	実施方針	15	第 4 2 既存施設の現状	既存施設の体育館、多目的グラウンドについて、引渡し時点（運営・維持管理の開始時点）での施設が保有する瑕疵（または不備）（耐震改修の未実施による既存不適格など）については、事業期間中に、その瑕疵（または不備）の是正が必要になる場合は、その費用（責任）は、市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
115	実施方針	15	第 4 2 既存施設の現状	池の埋め立ては市によって実施され、埋戻し後の状態で引渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
116	実施方針	16	第4 2 新設施設概要（屋外プール）	【新設施設の概要について、敷地並びに新設施設の概要は、下記に示すとおりである。】とあるが、その中で野外プール 内容→流水プール、子供用プール、ウォータースライダーと記載があるが、この内容で設置を行わなければならないのか？	新設施設の概要は、「箕面市総合水泳・水遊場整備事業全体構想・基本計画」のモデルプランに基づくものであり、自由な提案を妨げるものではありません。施設の詳細は、入札公告時にお示しします。
117	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	テニスコートを計画するにあたり、公式試合の有無及びコートの規格は硬式・軟式両方の規格を満たす必要があるのでしょうか。 ナイター設備、壁打ちコートは必要でしょうか。 8面全て近傍に設置する必要がありますか。	テニスコートのサイズは現テニスコートと同等のサイズを予定し、ナイター設備の整備は必須とする予定です。また、テニスコートは大会等の利用が想定されるため、8面全て近傍に設置することは条件とする予定です。なお、壁打ちテニスコートは、事業者の提案によるものとする予定です。 施設の詳細は、入札公告時にお示しします。
118	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	屋内と屋外プールの面及び賑わい施設等の面積や諸室は目安との理解で宜しいでしょうか。 駐車場台数の232台以上は必須でしょうか。できましたら、事業者提案に委ねていただくことは可能でしょうか。	各施設的面積や諸室は現時点での目安であり、詳細は入札公告時にお示しします。 駐車場台数は232台以上の整備を必須とする予定です。
119	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	賑わい施設は、新設施設と合築でも可能でしょうか。また、国道171号線沿いに設置することが必須でしょうか。	合築の提案も可とします。 施設配置について、No.2の回答をご確認してください。
120	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	屋内プール：約3,000㎡や、25mプール8レーン、歩行用プールなどの施設構成は必須でしょうか。 事業者判断で規模や構成は変更不可でしょうか。	No.116の回答をご確認してください。
121	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	屋外プール：夏季専用更衣室棟約800㎡の規模は必須でしょうか。また、屋外プールの諸施設、設備等は事業者の工夫により夏季に一部仮設対応などは可能でしょうか。	No.116の回答をご確認してください。
122	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	駐車場・駐輪場：普通車は課金対応、自動二輪、自転車は無料利用でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
123	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	テニスコート8面のコートサイズ（シングルス、ダブルス、バックコートサイズ、サイドコートサイズ）などは事業者提案でよろしいでしょうか。	No.117の回答をご確認してください。
124	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	賑わい施設の延床面積：約600㎡は規模が大きく、参加意欲があっても参画を検討する事業者の大きな壁になります。事業設定が不適切と思われます。 100～200㎡程度に減少の程願います。	No.116の回答をご確認してください。
125	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	土地形状、高低差が不明なので、早急に現況図の事業範囲CADデータ公表の程願います。事前検討する期間が不足します。	市で所有している既存資料については、入札公告時にお示しします。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
126	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	「約〇〇〇㎡」は目安の面積であり、事業者の工夫での増減は可能と考えてよろしいでしょうか。後の要求水準書で「±〇〇%を超える場合は要求水準未達」とされる予定でしたら現段階でお示しください。今回事業提案までの期間が非常に短く、事業立案工程に支障を及ぼします。	入札公告時にお示しします。
127	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	計画地内に市道が現在存在しますが、基本計画のモデルプランでは市道付け替えとなっています。PFI事業敷地内ですが、市道付け替えは設計を含めて別途事業にて市にて行ってください。PFI事業者は自ら計画する配置計画内で希望する市道線形提示までが業務範囲でお願いします。	No.14の回答をご確認してください。
128	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	計画地内に市道が現在存在しますが、基本計画のモデルプランでは市道付け替えとなっています。付け替えする市道幅員（車道、歩道）の整備条件をご提示ください。	ご提案内容により、整備条件が異なる可能性があります。応募時にご提案いただく計画に伴い、必要に応じて、道路管理者等の関係機関と協議し、整備条件をご確認のうえ、市道の付け替えを行ってください。 なお、関係機関との協議について、市も協力いたします。
129	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	入札公告前の取組み可能性検討のため、現時点での計画地（敷地）の敷地測量のデータ（地盤レベル、道路レベルなど）をお示し下さい。 また、計画地（敷地）東側の池、農地を埋め立てて、造成する場合、どのように造成をするか、埋立ての完成した地盤レベル、道路レベルをお示し下さい。	No.125の回答をご確認してください。
130	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	現敷地と市有地の合計面積である敷地面積45,273.76㎡は、敷地間にある道路の面積を含むものと考えてよろしいでしょうか。また道路部分が敷地面積に含まれる場合は敷地内車路と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
131	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	屋内プールの延床面積、約3,000㎡は施設概要に例示される諸室面積の合計であり、機械室等の面積は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	機械室等の面積も含まれます。 なお、新設施設の概要について、No.116の回答をご確認してください。
132	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	屋外プールの施設面積：約6,000㎡には、夏期専用更衣室棟の配置スペースの面積も含むと考えてよろしいでしょうか。 また夏期専用更衣室棟施設面積：約800㎡には、屋外プール用の機械室等の面積は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、新設施設の概要について、No.116の回答をご確認してください。
133	実施方針	16	第4 2 新設施設の概要	敷地内に位置する池（西ノ池）および農地は、事業着手までに廃止され、更地として引き渡しされるものと考えてよろしいでしょうか。 またこれらエリアについて引き渡し時の地盤レベルおよび地盤調査結果について提示をお願いします。	市で所有している既存資料については、入札公告時にお示しします。 No.115の回答もご確認してください。
134	実施方針	17	第4 3 提案事業について	提案事業は、「提案事業の活用を見込んで、新設施設を整備することも可とする」とあります。この場合、SPCだけでなく構成企業や協力企業が直接当該の新設施設を建設、所有することも可能との理解でよろしいでしょうか。 また、事業性の観点から、本事業の終了時以降も提案事業を継続することは可能との理解でよろしいでしょうか。	提案事業の活用を見込んで、施設整備に係る対価の範囲内で、SPCが整備した新設施設（屋内プール、屋外プール、駐車場・駐輪場、賑わい施設、テニスコート）の運営・維持管理業務は指定管理業務となりますので、所有者は市となります。 そのため、本事業の終了時以降もSPCが提案事業を継続することは認められません。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所		質問・意見	回答	
	資料名	頁			項目
135	実施方針	17	第4 3 提案事業について 第4 4 自主事業について	提案事業は、「新設施設、既存施設の運営・維持管理業務を妨げない範囲において、屋外プール等を活用した通年の賑わいに寄与する事業」とあり、自主事業は、「新設施設、既存施設の運営・維持管理業務を妨げない範囲において、利用増進・利用者利便性向上に資する…ソフト面の事業」とあります。例えば施設の一部を活用したスポーツ教室等、両者に該当すると考えられる事業については、提案事業か自主事業のいずれかで提案できるものと理解して宜しいでしょうか。	提案事業は屋外プール等を活用した通年の賑わいに寄与する事業であり、自主事業は第二総合運動場全体における利用増進・利用者利便性向上に資するソフト面の事業です。
136	実施方針	17	図 計画地の周辺地域	計画地の真ん中に、道路が通っていますが、この道路の西側敷地と東側敷地の、建築基準法上の扱いについて、それぞれ別敷地になるのか、合わせて1敷地になるのか、ご教示下さい。合わせて1敷地とする場合、どのような考え方（一団地認定、用途不可分、道路を敷地内通路とするなど）に基づき、1敷地とするか、ご教示下さい。	別敷地になると考えています。
137	実施方針	17	図(下段)	第二総合運動場の外周道路は施設の管理対象には含まれない部分（主に西側と北東側部分）と施設敷地内に含まれる部分がありますが、（北南部分と国道171号線で入口付近）この敷地内の道路は維持管理対象外という理解でよろしいでしょうか。	敷地内通路はSPCの維持管理業務の対象となります。市道については、道路管理者の管理となります。
138	実施方針	17	図(下段)	夏季には多くの利用者が見込まれ、車での来場の多くなることが予想されますが、多くの来場者が車で来た場合、国道171号線、箕面公園墓地前交差点での渋滞が予想されると考えます。現在の計画地周辺の交通状況等の資料をご提示ください。	現在の計画地周辺の交通状況については、下記リンク先でご確認してください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/">https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/</a>
139	実施方針	17	図(下段)	交差点の規制や箕面警察との協議など、事前の検討で交通対策上、問題ないことを確認できているのであれば、その協議内容をご教示下さい。協議内容の範囲内で、事業者が交通対策を実施した場合、事業の実施段階でそれ以上の対策を求められても、事業者の負担でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案いただく新設施設の計画に伴い、必要に応じて、SPCが関係機関との協議等を行ってください。また、その協議結果及び関係法令に基づき、SPCの責任と負担により、提案内容を実現してください。なお、関係機関との協議について、市も協力いたします。
140	実施方針	17	第4 3 提案事業について	新設施設については用途および面積等の制約はないものと考え、体育館と同一敷地に建設可能と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
141	実施方針	17	その他	実施方針に災害時の配慮等について記載がありません。本敷地は災害時の避難所として想定されておらず特段の配慮は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	実施方針	17	その他	本事業に関する各行政担当窓口との協議状況の開示をお願いいたします。また個別状況について各窓口への個別問合せは可能と考えてよろしいでしょうか。	本事業に関する市の担当部署と各関係担当部署との協議状況をお示しする予定はありません。本事業に関する問い合わせは、実施方針「第8 4 本事業に関する市の担当部署」に示す担当部署に問い合わせしてください。
143	実施方針	20	第6 2 (1) S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	提案事業・自主事業が事業者の独自財源での継続が困難となった場合、事業契約のうち提案事業・自主事業のみを部分解除していただけないでしょうか。事業者独自財源による提案事業等が事業全体に影響を及ぼすとなると、金融機関からの融資がつかないか、事業費の高騰を招く可能性があります。	提案事業と自主事業の提案は事業者の計画によるものとしませんが、応募時にご提案いただいた提案事業と自主事業の業務は履行していただきます。

■総合水泳・水遊場整備事業 実施方針にかかる質疑回答

No.	該当箇所			質問・意見	回答
	資料名	頁	項目		
144	実施方針	22	第8 1 (1) 債務負担行為	令和1年12月議会にて議決を得た債務負担行為について、金額は、選定事業者に支払う総額という認識でよろしいでしょうか？（大規模修繕や設備更新費用を含む） また、その金額については、いつ頃お示しいただけますでしょうか。	本事業の予定価格及びその内容は、入札公告時にお示しします。
145	-	-	-	本事業の予定価格を開示いただけますでしょうか。	本事業の予定価格は、入札公告時にお示しします。